

「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」及び「放射性物質等の輸送規制について」の一部改正案に関する意見募集の結果について

令和5年12月

＜問い合わせ先＞

国土交通省航空局安全部安全政策課

TEL:03-5253-8111(代表)

(内線50124)

国土交通省では、「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」及び「放射性物質等の輸送規制について」の一部改正に関する意見募集を実施し、広く国民の皆様から令和5年10月25日から令和5年11月24日までご意見の募集を行いました。その結果、当該改正案に対して4件のご意見が寄せられました。

それらのご意見に対する当省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

今回ご意見をお寄せいただきました皆様方のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」及び「放射性物質等の輸送規制について」の一部改正案に対するご意見と国土交通省の考え方

	ご意見	国土交通省の考え方
1	・「放射性物質の取扱いに関し専門的知識を有する者」でなくても、素人による監視も「相当する適切な措置」に当てはまるでしょうか。 ・測定機器や監視システムの不具合による放射線量数値の上昇を検知できない場合も「相当する適切な措置」に当てはまるでしょうか。 ・「放射性物質等の輸送規制について」1.(10)のイ～ホは省略されていますが、i)～v)との対応関係が示されていません。	ご意見ありがとうございます。 ・本改正は、従来「立会い」が必須だったところこれに相当する適切な措置と認められる場合に、必ずしも「立会い」を求めないこととするものです。「相当する適切な措置」の具体的な要件は、通達に規定しております。放射性物質の取扱いに関し専門的知識を有する者が通達に規定する要件を満たす場合を「相当する適切な措置」としているため、素人による監視は該当しません。 ・測定機器や監視システムの不具合が発生した場合、相当する適切な措置の要件を満たさないため、作業を中止していただくこととなります。 ・「放射性物質等の輸送規制について」1.(10)のイ～ホ及びi)～v)は、「放射性物質の取扱いに関し専門的知識を有する者」に係る具体的な資格要件等を記載している部分ですが、章立ての変更のみで、内容に変更が生じていないため、省略しております。
2	告示 第二十条 2 「(これに相当する適切な措置を執るものを含む)」 3 「ただし、立会いに相当する適切な措置を執るものについては、」の「もの」は、文脈からすると「者」が正しいのではないのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 これに相当する適切な措置を執るものは人を指しているのではなく、立会いに相当する適切な措置を指すものであるため、「もの」を使用しております。
3	告示 第二十条 3 通達 輸送計画書記載要領(37)ーロー3) 「立会いに相当する適切な処置」とは具体的に何を指すかを示していただきたい。 例)モニター越しに監視することなどが許容されるのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 「立会いに相当する適切な措置」とは、「放射性物質等の輸送規制について」1.(10)ロに規定する要件です。 また、BM型輸送物、BM型輸送物が収納されているオーバーパック又はこれらが収納されているコンテナの状態を常時監視することを求めており、モニター越しにこれらを監視することも許容されております。
4	改正に反対である。 やはり立会いを行うのが望ましいと考える。(その場でないと分からない事というのは存在するものである。)	ご意見ありがとうございます。 本改正は、立会いに相当する具体的な要件を明確にするとともに、この要件を満足する場合、立会い以外の手法を許容することとしております。一方、BM型輸送物を輸送する場合、輸送方法等を申請させ、立会いに相当する適切な措置等により輸送の安全を確認することとしております。